

## 令和8年度はい作業主任者技能研修 実施要領

### 1 目的

地域林業を支える担い手の育成、林業技術の向上及び林業労働安全の確保を図ることを目的として実施します。

[定義]

事業者は、高さが2m以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く）の集団）のはい付け又ははいくずしの作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）は、はい作業主任者技能講習を修了した者の中から選任しなければならないことが定められています。（労働安全衛生法第14条、同施行令第6条第12号、同別表第18第15号）

### 2 研修期間

令和8年10月15日（木）～10月16日（金） 2日間

### 3 実施場所

岩手県林業技術センター（紫波郡矢巾町煙山第3地割560番地11）

### 4 定員

20名（先着順に受付）

### 5 日程及び研修内容等

別添日程表のとおり。

### 6 申請方法

申請書類を当センターのホームページからダウンロードし、受付期間内（期限厳守）に以下の住所宛てに郵送してください。

〒028-3623 紫波郡矢巾町煙山第3地割560-11 岩手県林業技術センター

### 7 受講要件

(1) 申込時点で18歳以上の者

(2) はい付け又ははい崩しの作業に3年以上従事した経験を有すること。（労働安全衛生規則第79条）

### 8 受付期間

令和8年9月11日（金）～9月30日（水）必着

※9月11日（金）午前10時から様式がダウンロードできるようになります。

### 9 修了証の交付

所定の研修科目及び講習時間を受講し、修了試験に合格した者には、労働安全衛生法に基づく「はい作業主任者技能講習修了証」を交付します。なお、修了証の交付には1週間程度を要し、その間は作業主任者として従事できませんので留意願います。

### 10 その他

受講者の持参品及び教材費等は、別紙のとおりです。

## 12 申請書類

受講希望者は、下表の書類（No.1～3、7はホームページからダウンロード。）を提出してください。

No.	区 分	内 容
1	研修の許可申請書 【必須】	研修実施要領様式第1号
2	推薦書 【必須】	研修実施要領様式第4号
3	業務経験証明書 【必須】	研修実施要領様式第5号 ※以下に留意の上、記載してください。 ①「勤務期間」は、以下の算定例により <u>通算期間を記載</u> してください。 【算定例】 「令和2年4月～令和3年4月」の場合 ⇒13か月 ②「勤務場所」は、市町村名だけではなく <u>地区名や民有林・国有林等の詳細を記載</u> すること。また、 <u>勤務場所ごとに記入欄を設ける</u> こと。 【記入例】 ○：矢巾町煙山地区民有林、矢巾町煙山地区社有林 ×：矢巾町、○○森林組合 ③「勤務内容」は、 <u>本研修の受講に直接係わる業務内容のみ記載</u> すること。 【記入例】 ○：「丸太のはい作業業務」、「はい作業業務」、「製材品のはい作業業務」等 ×：「森林整備作業業務」、「間伐作業業務」、「素材生産業務」、「はい作業の監督（又は補助）業務」、「作業路作設業務」等
4	自動車運転免許証の写し 【必須】	表面と裏面（鮮明なもの）
5	写真2枚 【必須】	縦3.0cm×横2.4cm（免許証用サイズ）とし、3か月以内に脱帽の上で正面から撮影したもの。 ※ <u>履歴書に貼り付けたものは枚数に含みません。</u>
6	返信用封筒 【必須】	定形封筒（長形3号）に申請者の郵便番号、住所氏名を記載し、簡易書留郵便料金460円※分の切手を貼り付けたもの。 ※ <u>社会情勢等により金額が変更となる場合があります。</u>
7	修了証再交付申込書 【希望者※】	研修実施要領様式第11号 ※ <u>当センターが交付した別の「技能講習修了証」を持っており、今回取得しようとする修了証と統合して1枚の修了証として発行することを希望する場合に必要</u> となります。